

## 2023年度 公立大学法人北九州市立大学特別研究推進費 実績報告書

2024年4月30日

北九州市立大学長 様

(所属・職名) 法学部・准教授

(氏名) 山本健人

公立大学法人北九州市立大学特別研究推進費に係る研究実績について、次の通り報告します。

研究課題名	デジタル立憲主義の可能性					
	合計	使用内訳 (単位:円)				
交付決定額	600,000	備品費	消耗品費	報酬	その他	旅費交通費
執行額	600,000	0	124,470	0	350	475,180
執行残額	0					
共同研究者	所属・職名	氏名		役割分担等		

研究分野：憲法学、情報法

キーワード：デジタル立憲主義、DPF、憲法

### 研究成果の概要（和文）

本研究では、文献研究を通して、①デジタル立憲主義は、急速に発展するデジタル技術を扱う私的主体が権力者となりうるデジタル空間の基本原則を立憲的価値にすべきだとする「主義」であり、かつ、立憲的価値をデジタル空間で実現するための多様な方法を分析する研究潮流であることを明らかにした。また、②デジタル立憲主義による「立憲主義」概念の捉え方が従来の日本の憲法学で暗黙に前提とされていたものとは異なること、しかし、従来の憲法学が議論してきた道具立ての延長線上でデジタル立憲主義の重要な問題提起を受け止めることができることを提示した。これに加えて、③日本のデジタル法政策においても、様々な基本原則が提示されているが、基本原則の中核となっている価値が不明瞭であり、日本はデジタル空間の基本原則を真剣に検討すべき段階にあることを示した。

### 研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的には、デジタル空間の基本原則を考察する際の有力な一つの構想を提示できたこ

とが重要である。また、デジタル技術を取り巻く問題は非常に大きな社会問題となっており、本研究は朝日新聞で取り上げるなど、社会的な意義も大きなものであったといえる。

## 1. 研究の背景

デジタル技術とデジタルプラットフォームの急速な発展にともって、デジタル空間における権力構造の変容が生じている。こうした権力構造の変容を前に、EUでは憲法的価値を反映した数々のハードローを制定し、デジタル空間の法的制御を行い始めている。このEUのアプローチに呼応して、EU圏の憲法学者を中心にデジタル立憲主義と呼ばれる研究潮流が急成長している。この潮流では、デジタル空間の権力者である、国家と私的企業である巨大DPFを立憲的価値のもと統制しようとすることを指向している。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、①デジタル立憲主義がどのような構想であるか、②従来の憲法論とどのような関係に立つのか、③日本のデジタル法政策の現状をデジタル立憲主義の観点からどのように評価できるのか、を明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

本研究では、主に文献研究を通じて、デジタル立憲主義がいかなるものかを明らかにする。また、日本のデジタル法政策をデジタル立憲主義から評価するため、デジタル立憲主義構想が従来の日本の憲法学の基礎理論と比較したときにどのような特徴をもつのかを整理した。さらに、総務省や内閣府で行われている、AI規制、DPF規制、データ保護、偽・誤情報といった領域での日本の取り組みをデジタル立憲主義の観点から評価した。

## 4. 研究成果

本研究の成果は以下の成果物で公表されている（一部公表予定）。また、2024年3月2日にシンポジウム「デジタル立憲主義」を九州大学で開催した。さらに、2023年12月14日に朝日新聞（AIと私たち「デジタル立憲主義」とは（聞き手 豊秀一））でデジタル立憲主義に関する見解が取り上げられた。

- ・山本健人「デジタル立憲主義と憲法学」情報法制研究 13号（2023年）56 - 71頁
- ・山本健人「デジタル立憲主義と情報空間の立憲化」法律時報 95巻5号（2024年）8 - 13頁
- ・山本龍彦＝山本健人ほか編『個人データ保護のグローバル・マップ：憲法と立法過程・深層からみるプライバシーのゆくえ』（弘文堂、2024年）
- ・山本健人「デジタル立憲主義——怪獣たちを飼い慣らす」石塚壮太郎編『プラットフォームと権力——How to tame the Behemoths』（仮）』（慶應義塾大学出版会、近刊予定）